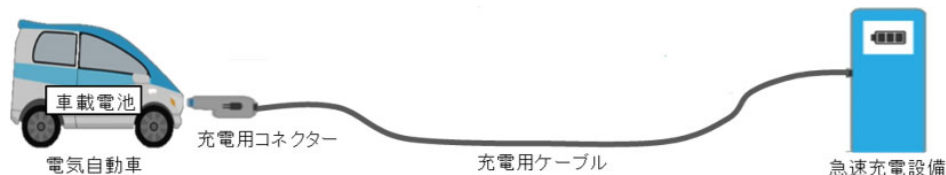


急速充電設備の基準の改正の概要

1 急速充電設備とは

急速充電設備は、電気自動車等の車載電池に高い圧力で電流を流すことで短い時間で充電することを可能にする設備で、外出先で充電をするため、高速道路のサービスエリアなどに設置される設備です。

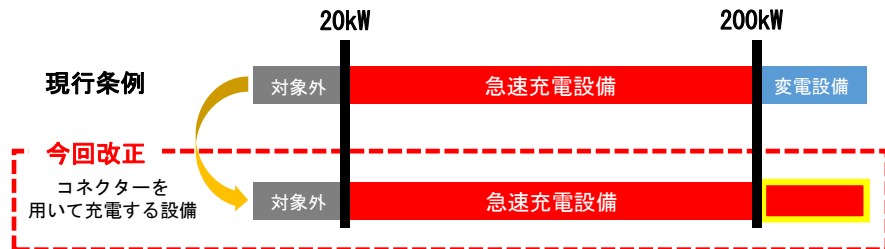


2 改正内容

(1) 急速充電設備の定義について（第14条の2第1項）

これまででは全出力20キロワットを超え200キロワット以下のものを急速充電設備として取り扱っていましたが、全出力の上限を撤廃して、今まで変電設備として取り扱っていたものも急速充電設備として取り扱います。

【急速充電設備対象のイメージ】



コネクタを用いて充電する設備：今回改正で取扱いの変わる設備

そのほか、急速充電設備の定義について、次のとおり規定します。

ア 急速充電設備の充電対象

「電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」とすること。

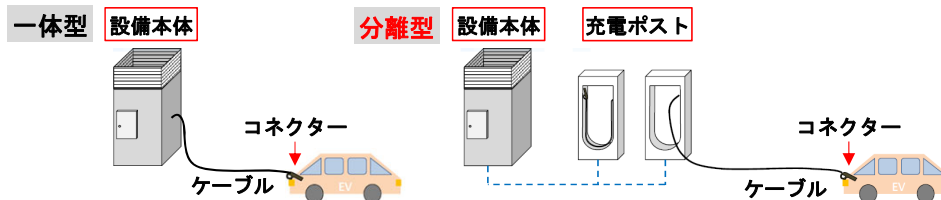


イ 急速充電設備は「コネクタを用いて充電する設備」であること。



出典：CHAdeMO協議会第32回整備部会資料

ウ 分離型の急速充電設備にあつては、充電ポストを含むこと。



コネクタ：充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの

充電ポスト：コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないもの

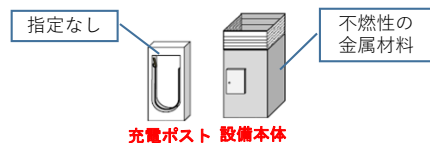
(2) 充電ポストの取扱いに関する事項（第14条の2第1項第1号及び第2項第2号）

分離型の充電ポストは変圧機能を有していないため出火の危険性が低いことから、設備本体に規定している次の規定を適用しないこととします。

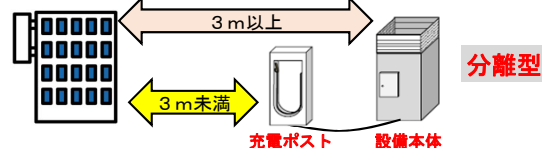
ア 筐体を不燃性の金属材料で造ること。

イ 屋外に設けるものにあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

【筐体の材質】



【建築物からの距離のイメージ】



(3) 緊急停止装置について（第14条の2第1項第10号）

利用者が異常を認めたとときに手で緊急に停止することができる装置（緊急停止装置）をコネクタ等の速やかに操作することができる箇所に設けることを規定します。

【緊急停止装置の設置箇所のイメージ】



(4) 蓄電池について（第14条の2第1項第15号及び第16号）

ア 設備本体

急速充電設備の設備本体に蓄電池を内蔵する場合は、蓄電池の異常を検知した場合に急速充電設備を自動的に停止させる等の措置が規定されていますが、内蔵する蓄電池が「主として保安のために設けるもの*」のみの場合は、急速充電設備を自動的に停止させる等の措置に関する規定を適用しないこととします。

イ 分離型の充電ポスト

「主として保安のために設けるもの*」を除き、蓄電池を内蔵してはならないこととします。

*停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池